

韓国における IT を活用した 所得把握と納税者サービスの研究

中央大学法科大学院教授

森信 茂樹

I 韓国の番号制度と税務への活用

本年6月、韓国企画財政部と国税庁を訪問し、番号を活用した所得把握や納税者サービスの状況についていろいろ見聞する機会を得た。一言でいえば、番号とITを国民IDとして活用しつつ、先進諸国で最も熱心に正確な所得把握に取り組むとともに、その成果を社会保障政策に活用し、納税者たる国民へのサービスを充実させている国だ、という印象を受けた。

背景に、北朝鮮との戦時体制が続き、番号による国民管理の必要性があったこと、IMF管理の経済危機に陥り抜本的な経済改革を余儀なくされたことなどがあるとはいえ、今やそのハンディキャップを逆手にとって、ITを活用したさまざまな所得把握システムを構築し、国税当局の利便だけでなく事業者や納税者サービスの向上に活用している。また、番号を活用しながら、勤労奨励税制といったワーキングプア対策の税制（給付付き税額控

除の一種）、教育を重視する観点から教育費を所得控除する制度の導入などさまざまな政策税制や社会保障制度を実効あらしめるために活用されている。一方で、プライバシーへの配慮やなりすましの防止などについては、課題も山積しているが、謙虚に学ぶべき点も多いと考えられる。

以下、その全体像を概観するとともに、マイナンバー法の成立により番号を活用した税務行政が間近に迫っている我が国への示唆を考えてみたい*1。

II 正確な所得把握の追及

まず、制度の基礎となるのは、正確な所得の把握である。このために、個人の住民登録番号と事業者の事業者登録番号（そのほかに外国人登録番号がある）をフルに活用している。事業者登録番号は、個人事業者と法人事業者に分けられ国税庁により付番される。これにより全ての納税者（一般納税者、個人事業者、法人）が番号によって管理されることになる。もとなる住民登録番号は軍事政権

*1 今回の韓国訪問に当たっては、韓国企画財政部の金今男（Geum-Nam Kim）氏に大変お世話になった。感謝申し上げる。

下の1962年に導入され、現在では安全行政部が管理しているが、97年のIC化以降、免許証、パスポート、医療保険証、預金口座、携帯電話などが番号と紐づけられ、統一データベース化が図られるとともに、その共同利用が行われている。税の分野では、住民情報の変更が国税当局に年2回自動送付されている。

このようなIT基盤を前提として、所得税・法人税・付加価値税には現金領収証制度と税金計算書（付加価値税のインボイス）が導入され、それぞれの目的に活用されるとともにクロスチェックが行われている。また納税者（勤労者）には、年末調整簡素化サービスが導入され各種の所得控除に伴う税額計算を簡素に企業が行えるような仕組みが構築されている。これらの制度の実効性を高めるために納税者や事業者へのインセンティブ（減税）が同時に設計され組み込まれていることが注目される。また、ホームタックス（我が国でいうe-Tax）の広範な普及による納税者サービスも充実している。

つまり、ITの成果を、所得把握だけでなく、納税者のさまざまなサービスに広く活用していることが特徴的である。

ここで取り上げるのは、現金領収証制度、年末調整簡素化サービス、税金計算書という三つの制度（システム）で、これらが一体となって正確な所得の把握や納税者サービスにつながっている。

① 現金領収証制度

この制度は、消費者が商品やサービスを購入する際、店先等に設置されている端末に個

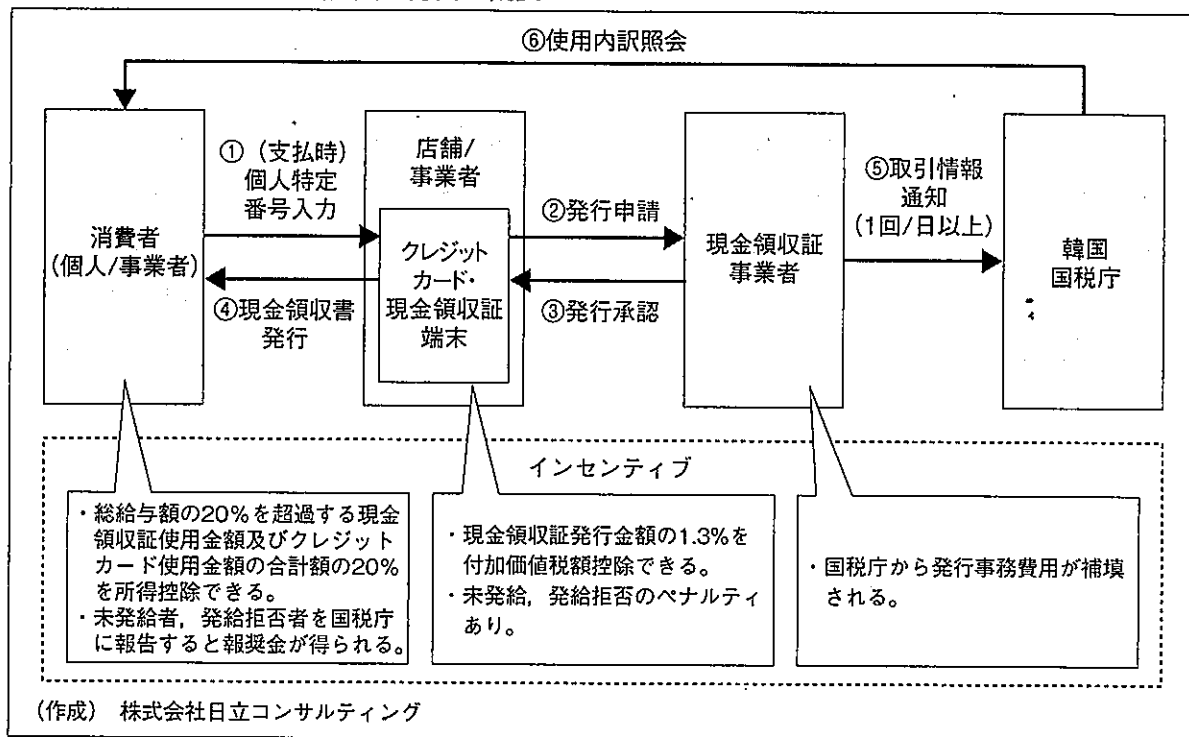
人を特定できる番号（携帯番号などで、住民登録番号と接続）を打ち込むと、現金領収証が発給され、その情報は自動的に国税庁に通知されるとともに、自らや店にとって領収証になるというもので、2005年にサービスが開始された。消費者は、これにより1年間の現金支払額が国税当局に分かり、それに応じた所得控除を受けることができるというメリットがあるので、店先等で面倒でもこの制度の適用を受けようとするインセンティブが働く。この制度の原型は1999年に導入されたクレジットカードの利用活性化策であるが、今や現金での支払にも活用され現金取引市場の売上げ捕捉に役立っている。また2009年から事業者用現金領収証カードが導入され、事業者が必要経費にしたい現金支払の証明書の発行や、事業用の支払を現金で行う場合の税金計算書（付加価値税のインボイス）の発給にこれを活用することにより利便性が向上した。民間消費支出のうち、国外消費、公課金等を除いた金額を基礎としたクレジットカード及び現金取引に対する収入金額捕捉割合は、2006年の61.5%から2007年は74.9%に達している（図表-1）*2。

② 年末調整簡素化サービス

給与所得者の税務申告については、基本的に我が国と同様の年末調整で行われているが、2005年の所得税法改正により、年末調整に必要な所得控除用の証明書類（所得控除証明書類）を発給する金融機関、医療機関、教育機関等の所得控除証明書類発行機関は、情報通信網を活用し、国税庁長に所得控除証明書類を提出することとなっている。この法改正

*2 原山道崇「韓国の税務行政と税制の概要」税大ジャーナル11号（平成21年）

●図表-1 韓国の現金領収証制度の概要



に基づき、給与所得者に代わり、国税庁が銀行や医療機関等から所得控除証明書類を収集し、給与所得者にインターネットで情報提供している。これが年末調整簡素化サービスである。

年末調整簡素化サービスにおいては、所得控除証明書類発行機関が発給する所得控除証明書類が国税庁により収集されているので、給与所得者は国税庁のインターネットのホームページを通じてそれらの情報提供を受ける。給与所得者は、年末調整に必要な所得控除証明書類を自らそろえる必要はなく、ホームページから出力した情報内容を年末調整を行う勤務先の会社に提示する。会社はその情報内容を、国税庁が提供するプログラムを組み込んだシステムに登録すると、自動的に年末調整の計算及び申告書作成が行われ、国税庁にオンラインで提出することができる。所得控除証明書類発行機関も給与所得者も会社も国税当局も正確な税額計算、効率化によるメリ

ットが及ぶのである。

この年末調整簡素化サービスは、2007年の運用開始以降、順次拡大し、2011年には全ての所得控除証明書類の収集、提供を実現している。

3 税金計算書

これは、付加価値税（消費税）の取引に活用されるインボイスで、事業者が売上げに係る付加価値税から仕入れに係る付加価値税を控除する際にその計算を正確かつ効率的に行うため、サービスの提供を行う事業者が提供を受け取る事業者に交付するものである。韓国では2010年に、これを電子的な媒体でやり取りする電子税金計算書制度（電子インボイス）が本格的に導入され、11年には全法人事業者に義務付けるなど順次範囲が拡大し、現在総申告に占める割合は75%といわれている。

電子税金計算書制度の下では、事業者が税

金計算書をインターネットなどの電子的な方法により発行し、国税庁に電子送信することになる。これにより、最終消費段階（B to C取引）のクレジットカードや現金取引の把握、中間段階の事業者間取引（B to B取引）まで電算的に把握するインフラが完成することになる。また、国税当局は、所得税・法人税の調査と付加価値税の調査をクロスチェックすることにより調査の実を上げ正確な所得把握の実を上げている。

III 社会保障制度における番号の活用

1 生活保護制度

生活保護制度は1961年に生活保護法によって創設されたが、その後国民基礎生活保障法によって拡充された。現在の実務では、給付申請がある場合に、扶養義務者の有無及び扶養能力等扶養義務者と関連した事項、受給権者及び扶養義務者の所得・財産に関する事項、受給権者勤労能力・就職状態などを調査することになっているが、この調査に当たって番号制度が大いに活用されている。

例えば、申請者やその扶養義務者の預金残高を調査する必要がある場合、社会保障官庁は、金融監督庁の許可を得たうえで彼らの預金残高情報を入手することが可能になっている。住民登録番号により、預貯金口座残高が把握され、それが関係官庁に必要な応じ情報交換する仕組みができ上がっているといえよう。

2 勤労奨励税制^{*3}

低所得の勤労世帯に対しては、勤労を条件に勤労所得額の一定割合の税額控除（実際には社会保障給付）を与える給付付き税額控除が、勤労奨励制度（EITC）として導入されている。労働による稼得行為と直接リンクさせることにより、労働インセンティブを高める政策である。働かなくても給付が受けられるという失業手当や生活保護のモラルハザードを縮小させる効果を持つもので、実際この制度の導入により韓国の生活保護受給者は減少している。

勤労奨励税制は、金大中政権で検討が開始され、2008年から盧武鉉政権で実施されたものだが、この税制の導入に際し正確な所得把握の必要性が強く認識され、クレジットカードや現金領収証制度の導入につながったという経緯がある^{*4}。なお、現在政府としての勤労奨励税制の正式な評価を行っているところであり、おって公表されるとのことである。

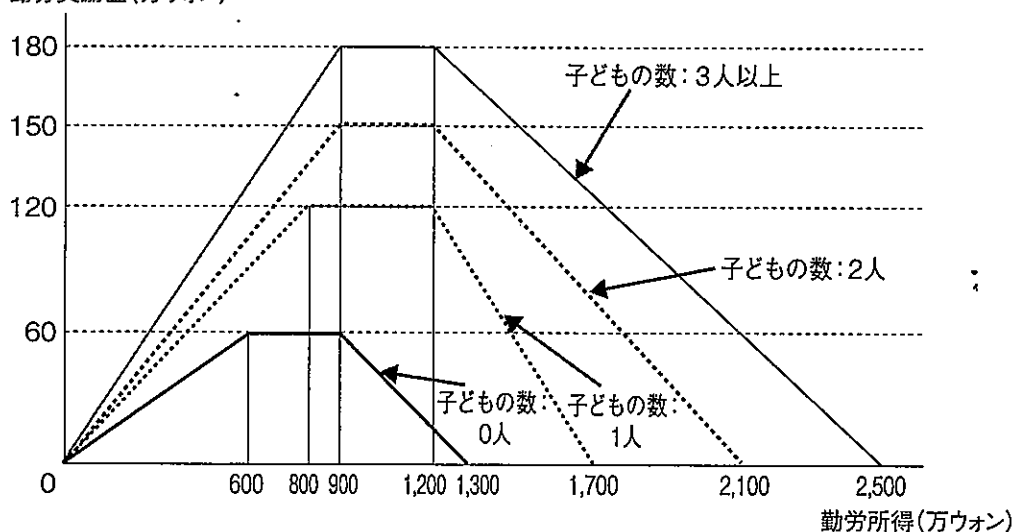
2011年改正案は図表-2のとおりであり、資産に関する要件が①5,000万ウォン超の住宅を所有、②住宅を2軒以上所有、③住宅を含む財産の合計額が1億ウォン以上、のいずれかの条件を満たすものは対象外となる。導入時と比較すると有子要件や資産要件が緩和されており、今後は事業者への拡大など、適用範囲が順次拡大される見込みである。

勤労所得に比例的に給付額が決まるので、正確な所得の把握が制度のカギを握る。韓国企画財政部の説明では、この制度を受けるた

*3 韓国の本制度の概要は、森信茂樹編著『給付つき税額控除』（中央経済社、平成20年）の第6章「韓国の給付つき税額控除制度の概要」（金今男）参照

*4 Jae-Jin Kim (Korea Institute of Public Finance) 氏からのヒアリング

●図表-2 韓国の勤労奨励税制の概要
勤労奨励金(万ウォン)



(資料) 企画財政部 (2011) 「2011年税法改正 (案)」

めには、対象者に案内を送り確定申告の際に申請を行わせ、3か月程度をかけて番号を活用して適格審査を行うのだが、その際銀行預金や有価証券の保有残高、自宅や自家用車を保有しているかどうかなどを番号付きで関係機関に照合する。預金残高のチェックには、あらかじめの本人同意が前提となる。

教育は国家の基礎との理念から、教育費の所得控除制度が導入されている。所得控除の対象となる教育費の種類は、居住者及び配偶者・直系卑属・兄弟姉妹・養子及び委託児童の幼稚園から大学までの教育費（本人の場合は大学院を含める）、障害者の教育リハビリテーションのために支払った特殊教育費に区分されそれぞれ控除の割合が定められている。例えば勤労者本人の場合は全額所得控除ができる制度となっている。この教育費をチェックするに当たっては、教育機関の所管官庁が番号で適格な大学などの教育機関をチェックし、納税者や税務当局はその情報に基づいて所得控除の是非を判断するそうである。

IV・我が国への示唆

我が国への示唆は数多くある。

第一に、正確な所得把握を国家的に最重要課題と位置付けて、それに向けて IT の成果をフルに活用している点である。正確な所得の把握の上に、給付付き税額控除や生活保護制度などの社会保障制度が効果的・効率的に構築されるという認識を強く持っている。金融機関、土地台帳などの情報が、所管官庁により番号付きで管理されており、税務当局との所管を超えたチェックが円滑に行われている。

とりわけ現金取引の国税当局への情報集積は飛躍的に向上し、集積資料と付加価値税申告額とのクロスチェックが実施できるようになり、現金収入を除外する事業者は激減した。調査件数は現金領収証導入前の2004年と比較して2007年は27.2%削減できたとのことである*5。この背景には、前述のように、金大中政権で検討が開始され盧武鉉政権で立

法化された勤労奨励税制*6の導入に際し正確な所得把握の必要性が強く認識され、クレジットカードや現金領収制の導入につながったという経緯がある*7。

我が国では、事業者の所得把握は困難とされ、年金の一元化など社会保障の制度設計に際して大きな障害となっているが、韓国の発想は逆で、国民に有益な制度が先にあり、クロヨンの問題（個人事業者や農業従事者などの所得把握の向上）がその執行を阻害しているならクロヨンをなくすことを考えるという思考方法をとっている。我が国も番号の導入を機に、クロヨン対策を真剣に考える時期に来ている*8。

第二に、ITの活用によるさまざまな税務面での成果を国民サービスに活用（還元）するという姿勢である。年末調整支援制度は、納税者にとって、源泉徴収義務者の段階で税金の精算が終了するという利便性の高い制度設計となっている。我が国でも番号導入とともにマイポータルを活用したさまざまなサービスが検討されているが、欧州諸国で普及しつつある制度で、国が番号つきで収集した個人の所得情報を納税者に開示しそれを申告に活用する記入済み申告制度を導入すべきではないか*9。

また、電子申告の普及率は総合所得税で80%ときわめて高水準であるが、電子申告の方法が、我が国とは異なり簡便化されたものとなっている。我が国の電子申告はその使いにくさがかつてから指摘されているので、

抜本的に考え直す必要があるのではないか。

ちなみに、韓国国税庁の英語名は National Tax Service となっており、我が国の Tax Agency とは異なっているが、このあたりにも発想の転換がありそうだ。

第三に、さまざまなインセンティブによりこれらの制度が有機的に連動して稼働しているということである。勤労所得者は、総給与額の20%を超過する現金領収証使用金額及びクレジットカード使用金額の合計額の20%を、年末調整時に所得控除することができる（500万ウォンが限度額）。現金領収証加盟店は、付加価値税の申告に当たって、現金領収証発行金額の1.3%を税額控除できる（700万ウォンが限度額）などである。このようなインセンティブは直ちに我が国への導入は難しいかもしれないが、イータックスの奨励の場合など、納税者に何らかの特典を与えるような制度設計はもっと考えてもよいのではなかろうか。

韓国と日本ではその置かれた状況には差異があり、一概に真似をすることはできない。華々しい電子政府の実現の負の側面も十分調査すべきであろう。プライバシーの問題への政府の対応は必ずしも万全ではなく、番号を活用したなりすましの問題も社会問題化している。しかし、所得捕捉に向けての熱意・努力、制度設計、さらには国民サービスの発想は、マイナンバー法が成立しこれから番号を活用した新たな税務行政が始まろうとしている我が国に大きなヒントを与えてくれる。学

*5 前掲*2

*6 2006年法律が成立し2008年から施行

*7 Jae-Jin Kim (Korea Institute of Public Finance) 氏からのヒアリング

*8 もっとも筆者の基本認識は、個人事業者や農業従事者が減少していく中でクロヨンの問題は相対的に低下しているというものである。

*9 記入済み申告制度については拙著『マイナンバー』（金融財政事情研究会、平成24年）参照

ぶべき点は謙虚に学ぶべきであろう。

<参考文献>

- ・森信茂樹・河本敏夫『マイナンバー』（金融財政事情研究会，平成24年）
- ・森信茂樹・小林洋子『どうなる？どうする！共通番号』（日本経済新聞出版社，平成23年）
- ・森信茂樹『日本の税制 何が問題か』（岩波書店，平成22年）

- ・森信茂樹編著『給付つき税額控除』（中央経済社，平成20年）
 - ・原山道崇「韓国の税務行政と税制の概要」税大ジャーナル11号（平成21年）
 - ・永田理絵「韓国における納税者番号制度」（上・下）税務事例 No.10, 11（平成22年）
- 〔もりのぶ・しげき〕

更正の請求，新税務調査手続，延滞税・利子税など
租税手続の最新改正に完全対応！

Q&A 租税手続べんり事典
【最新版】

全国女性税理士連盟【編集】

A5判・定価：（本体4,476円＋税）

- 税務のあらゆる場面で税理士に求められるのが，租税手続をめぐる知識。納税者の申告・納税手続，それに対する課税庁の税務調査，更正・決定手続など，租税手続を適正に行うことが税務トラブルの回避にも繋がる。
- 本書では，租税手続に関するベーシックなテーマから高度なノウハウまで，Q&Aでやさしく解説する。

お近くの書店または弊社
までご注文ください。

 株式会社 **ぎょうせい**

〒136-8575 東京都江東区新木場1丁目18-11





TEL：0120-953-431【平日9～17時】

FAX：0120-953-495【24時間受付】

http://gyosei.jp【HPからも販売中】